

小野市グループウェアシステム更新事業
情報提供依頼書（RFI）

令和4年5月

小野市総務部 ICT 推進課

目次

1. 目的	2
2. 用語定義	2
3. 想定している機能	3
3-1：必須ツール	3
3-2：導入スケジュールや環境等	3
3-3：現在の小野市の環境について	4
3-4：クライアント端末の状況	4
3-5：現在のグループウェアで利用しているツール	4
4. 調達スケジュール	4
5. 情報提供依頼事項	4
6. 情報提供依頼実施方法	5
6-1：実施期間	5
6-2：質問方法	5
6-3：提出方法等	6
7. 注意事項	6

1. 目的

現在、小野市（以下、本市という）で利用しているグループウェアシステムは導入してから相当年数が経過しており、機能が陳腐化しています。そこで、本市における組織内での情報共有や職員間のコミュニケーションの活性化を図るため、既存システムにはない新たな機能を搭載したグループウェアシステムの導入を検討しています。

このため、グループウェアシステムに求める機能・運用・費用等について、幅広く情報提供を求めるものです。

2. 用語定義

(1) 本提供依頼書の中で使用する用語を、次のとおり定義します。

名称	定義
ツール	ある作業をグループウェア上で行う際、補助的に使用するソフトウェア
機能	ツールに備えられている固有の役割
ポータル	各ツールへのリンクおよび新着情報等を一覧として表示するページ

(2) 本提供依頼書の中で言及する各ツールの詳細は次のとおりです。

名称	詳細
スケジュール	各ユーザやグループのスケジュールをカレンダー形式で登録し、共有・確認できるツール
施設予約	庁内の会議室や公用車、備品等の利用予約をスケジュールと連携してカレンダー形式で管理するツール
電子メール	任意のメールアドレスにメッセージやファイルを送受信するツール
アドレス帳	電子メールツールに利用する送信先情報を管理するツール
伝言	グループウェアのユーザ同士で簡易なメッセージを送受信するツール
回覧板	任意のユーザに掲示し、閲覧状況の確認やコメントを付記するツール
掲示板	連絡事項や通達文、庁内広報等を電子的に掲示するツール
文書管理	課やグループごとに資料等を整理し格納するツール
タスク管理	任意のユーザに業務依頼を行ったり進捗を管理するツール
アンケート	各ユーザやグループに向けてアンケートを配信、集計するツール
電子会議室	テーマごとに情報共有や意見交換ができるツール
ワークフロー	申請や依頼を送受信し、決裁行為ができるツール
個人文書	各ユーザが任意のファイル等を保存して格納するツール
Web 会議	グループウェア上でユーザ同士がリアルタイムに Web 会議を行うツール
庁内メール	メールアドレスを必要とせず、グループウェア上でユーザ同士がファイルの添付が可能なメッセージの送受信を行うツール
プロジェクト管理	あるプロジェクトを設定し、そのタスクを整理して進捗状況を視覚的に把握できるツール

3. 想定している機能

3-1：必須ツール

(1) 次のツールを必須としますが、代替機能があれば情報をご提供いただきますようお願いいたします。

- スケジュール
- 施設予約
- 電子メール
- アドレス帳
- 伝言
- 回覧板
- 掲示板
- 文書管理
- タスク管理
- アンケート
- 電子会議室

(2) 次のツールはグループウェアに具備してあれば望ましいツールです。なお、代替機能があれば併せて情報をご提供いただきますようお願いいたします。

- ワークフロー
- 個人文書
- Web 会議
- 庁内メール
- プロジェクト管理

3-2：導入スケジュールや環境等

(1) グループウェアの稼働開始予定日は、令和5年2月1日とします。

(2) 契約期間は、契約日から令和5年3月31日までとします。

(3) 本市では令和4年度中にグループウェアシステムの構築先となる仮想化基盤サーバの更新を予定しており、こちらの更新完了後にグループウェアシステムの構築を行います。

(4) 上記(3)で示した仮想化基盤サーバ更新時期は、世界情勢により機器の納品時期が不安定であるため、現時点では令和4年12月末の完了を目指すものとしています。

(5) OS やブラウザのバージョンアップに対応すること。

(6) グループウェアシステムは庁内に設置したサーバの仮想化基盤へオンプレミスにより構築し、庁内 LAN (LGWAN 環境) を用いて利用します。

(7) パッケージソフトの利用を前提とし、その他のプログラムなどをクライアント端末にインストールする必要のない Web 方式によるシステムであること。

(8) サーバは、Web サーバとデータベースサーバを分けて構築すること。

3-3：現在の小野市の環境について

- (1) 利用者職員数：約 600 人
- (2) パソコン台数：約 650 台
- (3) 組織数：部、課合わせて約 100 組織
- (4) メールアドレス数：職員用、組織用合わせて約 700 アカウント（※全てのアカウントにてインターネット用と LGWAN 用を別に設定しています。）
- (5) 既存のグループウェアシステムはサイボウズガルーン（Ver4.2.5）です。構築先は契約先企業のクラウド環境であり、VPN 接続にて利用しています。
- (6) メールサーバは庁内の仮想化基盤に構築されており、更新後も同様に仮想化基盤内に構築予定です。

3-4：クライアント端末の状況

- (1) OS：Windows8.1、10
- (2) ブラウザ：Microsoft Edge（レガシ版、Chromium 版）、GoogleChrome、FireFox、
- (3) CPU：Intel Core i3 プロセッサ（第 4 世代以降）
- (4) メモリ：4GB 以上
- (5) オフィスツール等：Microsoft Office2013、2016、2019

3-5：現在のグループウェアで利用しているツール

- (1) 庁内メール
- (2) スケジュール（施設予約兼用）
- (3) タスク管理（ToDo リスト）
- (4) 掲示板
- (5) 文書管理
- (6) ワークフロー
- (7) スペース

4. 調達スケジュール

- 令和 4 年 5 月：情報提供依頼（RFI）
- 令和 4 年 6 月：企画提案依頼（RFP）
- 令和 4 年 8 月：契約
- 令和 4 年 9 月～令和 5 年 2 月：構築、試験運用
- 令和 5 年 3 月：本番運用開始

5. 情報提供依頼事項

- (1) システムの機能および特徴について
ア：「別紙 1. 機能確認一覧表」への回答を記載すること。標準機能以外での対応となる場合、その費用を明記すること。

イ：情報提供するシステムが有する各ツールの「システムが想定しているユーザの使用目的」と「各機能の内容と特徴」を明記すること。既存の製品カタログ等を提供することでも差し支えありません。

ウ：情報提供するシステムに下記のツールが具備されている場合は、他自治体での利用例（利用実績が無ければ想定される利用例）を添付すること。様式は任意とし、パンフレット等を提供することでも差し支えありません。

- 電子会議室
- ワークフロー
- Web 会議

エ：特に有効と考えるツールの提案

(2) システム導入の前提条件および、前提ソフトウェア

(3) 制約事項

(4) カスタマイズに関する考え方

(5) 現システムからのデータの移行について

(6) 運用・保守等の内容および体制について

(7) 構築必要期間および構築スケジュール

(8) 費用（見積書の提出）

※費用は導入時に必要となる総額と、年度毎（保守費用など）に必要となる額に分けて記載すること。

※構築費、ソフトウェアライセンス料、現システムからのデータ移行費用など項目ごとの金額を明示すること。

※契約期間中にシステムのバージョンアップがあった場合の、バージョンアップへの対応方針と必要費用を記載すること。

※見積書の様式は任意で差し支えありません。

(9) 導入実績

導入団体数、運用期間等。

(10) 会社概要

任意様式もしくはパンフレットでも可

6. 情報提供依頼実施方法

6-1：実施期間

令和4年5月16日（月）～令和4年6月3日（金）午後5時まで

6-2：質問方法

(1) 質問期限

令和4年5月23日（月）午後5時まで

(2) 質問の提出先

joho@city.ono.hyogo.jp へ電子メールで提出。メールの件名は「小野市グループウェアシステム更新事業 情報提供依頼に係る質問」とすること。

(3) 回答方法

回答は令和4年5月25日（水）午後5時までに、小野市ホームページに掲載します。

6-3：提出方法等

(1) 提出期限

令和4年6月3日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

joho@city.ono.hyogo.jp へ電子メールで提出。メールの件名は「小野市グループウェアシステム更新事業 情報提供」とすること。

なお、資料の容量が10MBを超える場合はDVD等の電子媒体で提出すること。電子媒体に代えてファイル転送サービスの使用も可とします。

(3) 電子媒体の提出先

〒675-1380

兵庫県小野市中島町 531 番地

小野市 総務部 ICT 推進課

7. 注意事項

- (1) 本情報提供依頼は、グループウェア更新に関する技術や価格等の各種情報を得るための手段としており、今後の調達における契約に対する意図や意味を持つものではありません。
- (2) 本情報提供依頼に対して、どのような提案を受けても、それをもって将来の調達を約束するものではありません。
- (3) 情報の提供を受けた事業者等に対し、後日、提出された資料等の内容等について照会または追加の資料提供及びシステムのデモンストレーションを依頼する場合があります。
- (4) 本情報提供依頼の実施に要する費用は、すべて事業者等の負担とします。
- (5) 本情報提供依頼において提供を受けた提案、資料等は返却しません。
- (6) 提供を受けた提案、資料等については、提供者に断りなく他者に提供することはありません。
- (7) 提供を受けた提案、資料等については、今後実施を予定する調達の際の調達仕様書に反映する場合があります。